

-D 開示の実施の方法、手数料

1 開示の実施における運用上の支障事例

開示の実施に関して政令で規定する開示の実施の方法により開示することが困難であった事例の有無について聞いた結果、53 機関等（41 行政機関及び 12 法人）中、2 機関等（1 機関 1 法人）において、現行政令で規定されていない「カラーでの複写」や「A0 判の図面の複写」を求められて対応に苦慮したとしている。

（開示の実施方法については、情報公開法施行令参照）

困難であった事例無し・・・・・・・・・・	47
困難であった事例有り・・・・・・・・・・	2
把握していない・・・・・・・・・・	4

【困難な事例の内容】

- ・ A0 判の図面の複写
- ・ カラーでの複写

2 「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等について

（１）国の行政機関における運用

情報公開法は、「閲覧」の実施に関して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取り行為について何ら規定していない。

これらの行為については、運用上は、想定外の行為として認められていない。

○「情報公開事務処理の手引」（総務省行政管理局）（抄）

第４ 開示の実施

４ 開示の実施

（１）行政文書の種類ごとの具体的実施の方法

その他の留意点

写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなる。

また、情報公開法では、閲覧の場合において、開示を受ける者がカメラやビデオカメラを持参して自分で写しを撮ることは、想定されていない（筆写については、許されるものと解する。）

（２）「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等に関する行政機関の意見等

「閲覧」の実施に際して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取りを認めることについて支障があるか否か、行政機関及び独立行政法人に対して調査した結果は、下記のとおりである。特に、支障はないとする意見がある一方で、庁舎管理上の問題等があるとする意見もある。

特に支障はない・ ・ ・ ・ ・	19
支障がある・ ・ ・ ・ ・	10
分からない・ ・ ・ ・ ・	15

【支障がないとする理由】

- 何らかの基準を設けて認めるのであれば、構わないのではないか。
- 現行の情報公開法が写しの交付を認めていることから、これとカメラ撮影等は特段の差はないと思われる。
- カメラ、スキャナー撮影等の読み取りについては、そもそも「閲覧」と解釈するか「写しの交付」と解釈するか見解の分かれるところではないか。いずれにあたるか現状では解釈がクリアでないが、いずれの場合においても、写しが請求者本人に渡るという点において相違ない。よって、複写機による写しのペーパー交付との明らかな相違点及び問題点が存在しない限り、撮影行為を制限する合理的理由はないものとする。
- 現物を生の状態で写し取りたいという開示請求者の希望がそこにあるのならば、そうした写し取り行為を禁じてしまうことは、“閲覧”という言葉の意味だけの話に留まり、（情報公開法は）限りなく了見の狭いものと受け取られる恐れがあるので、不適切と考える。
- 開示文書の複写にカラーコピーでの対応がなされていないので、開示する資料の種類（色つき、写真等）によりカメラ等の使用が合理的。

【支障があるとする理由】

- 写しの交付等を希望した請求者よりも少額の手数料で開示の実施を受けられることになり、撮影を「閲覧」の一環であると認めるのは相当ではないと考える。
- 開示請求にかかる写しの交付の場合は、別途料金を徴収することになっていることから、料金徴収制度に疑義を生じることになるのではないか。
- 開示請求にかかる文書の閲覧についてカメラ等による撮影を認めてしまうと、一般の閲覧文書も認めることになり、結果として閲覧時間が長時間に及び他の利用者を待たせるなど不都合が生じるおそれがある。
- 閲覧時にカメラ撮影等を認めることは、実質的に謄写と同様になり、制度上、閲覧と謄写を区別しているものとの間で齟齬が生じる。
- カメラ撮影については、調査活動等に従事する職員の面割写真を隠し撮りされたり、インターネットなどによって公開された場合に、調査活動等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- スキャナーによる読み取りについては、紙などでマスキングした文書（原本）を読み取らせた場合、マスキング部分が剥がれ不開示部分が開示されるなどのおそれがあるほか、行政文書自体の破損・汚損も懸念される。
- スキャナー使用については、電源の供給根拠がなく、また機材の搬入について庁舎管理上問題がある。

- 長時間の窓口利用になることも予想され、他の請求者への影響が考えられる。(場所の確保、職員の立会いが必要など)
- 「複写したものの交付」や「出力したものの交付」等の行政文書を取得する実施方法があるのであるから、「閲覧」でカメラやスキャナー等による撮影や読み取り行為を認めることは、他の実施方法との手数料バランスの関係において支障をきたす。
- 「更なる開示の申出」の実質的意味がなくなるのではないか。

(3) 地方公共団体における実施例

地方公共団体では、「閲覧」の実施に際して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取りを認めているところがある。

例えば、東京都狛江市では、情報公開条例施行規則に規定することにより平成 15 年 10 月から、佐賀県では事務取扱要領に明記することにより平成 16 年 4 月から、それぞれ実施している。

○ 「狛江市情報公開条例施行規則」(抄)

(公開の実施)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項に規定する閲覧若しくは視聴とは、カメラ等による撮影を含むものとする。

○ 「佐賀県公文書開示事務取扱要領」(抄)

第 3 公文書の開示に係る事務

4 公文書の開示の実施

(2) 公文書の開示

ア 文書または図面の開示の方法

なお、公文書の開示に際して、請求者がカメラ等による撮影を申し出た場合には、原則としてこれを認めるものとする。

3 「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施状況

(1) 「電磁的記録」の開示の実施例

各省庁等における「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施の網羅的な実態把握は困難であるが、政令別表第一の「行政文書の種類」の項が「七 電磁的記録」で「開示の実施方法」の項が「二 フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付」から「又 幅三・八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付」までの各類型に該当する方法での開示の実施について、最近の実施例について例示すると、次表のとおりである。

表 「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施例

行政機関名 法人名	件名等	対象文書量	実施の方法
警察庁	各都道府県警察における標識 BOX の意見受理件数一覧表	0.095 メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
防衛庁	第 1 回研究本部セミナー資料等	光ディスク 1 枚 (13.04 メガバイト)	光ディスク
金融庁	金融庁登録貸金業者情報検索サービスの全情報	4.20 メガバイト	光ディスク
総務省	ラスパイレス指数一覧 (H13 全団体)	紙 44 枚、フレキシブルディスクカートリッジ 1 枚	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	平成 14 年度公益法人概況調査における会計等に関する事項のデータ一式	1822 枚(13 .3M B)	光ディスク (CD-R)
法務省	行政文書ファイル管理簿(特定部局分)	0.45 メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジ
国税庁	審理事例検索システムに保存される行政文書の開示請求	電磁的記録 12.69 メガバイト	光ディスクに複写したものの交付
文部科学省	平成 13 年度 公益法人概況調査 個別調査票	マイクロソフトエクセル 4.49MB	光ディスクに複写したものの交付
経済産業省	経済産業省情報公開手順マニュアル (第 3 版) 平成 14 年 10 月	1.57 メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジ (FD) に複写したものの交付
特許庁	サーチ戦略ファイル(切削加工)	1,188KB	同上
	サーチ戦略ファイル(半導体露光)	2,651KB	光ディスクに複写したものの交付
海上保安庁	平成 16 年 3 月 30 日付保総政第 421 号で開示されたビデオテープの画像内容を文書化した記録の全て	電磁的記録 0.26 メガバイト及び A4 判文書 23 枚	フレキシブルディスクカートリッジ 1 枚及び A4 判文書 23 枚の送付
環境省	平成 14 年度の PET ボトル分別収集実績(全国の市長別データ)	フレキシブルディスクカートリッジ 1 枚・115KB	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付
日本道路公団	別納制度利用者一覧 (平成 14 年度)	A3 判文書 57 枚	同上

(2) 紙媒体のみの行政文書の P D F 化

具体的な開示の実施方法は、情報公開法施行令が規定しているが、現行施行令では、「文書」又は「図画」を「電磁的記録」に変換した上で開示の実施を行う方法は規定されていない。これに関し、最近、紙媒体でしか保有していない行政文書について、これをスキャナーで読み取り電磁的記録に変換 (PDF 化) した上でフロッピーディスク等の電磁媒体による交付を求めるような申出がある。

また、平成 16 年 3 月 31 日のオンラインによる開示請求の実施に際しては、いくつかの

行政機関から、紙媒体でしか保有していない行政文書の開示の実施をオンラインでも実現できるよう、PDF 化を認めるよう希望があった。

(3) オンラインによる開示の実施

平成 16 年 3 月 31 日からオンラインによる開示請求が可能となっているが、これに対応して、一部行政機関を除き、電磁的記録についてはオンラインでの開示の実施も可能となっている。

4 手数料制度の趣旨

(1) 情報公開法要綱案の考え方(行政改革委員会)(抄)

「開示請求権制度の運用には、相当の労力と費用を要するため、開示請求者にその公平な負担が求められる。手数料の金額、徴収方法等は、技術的な問題を多く含むため、本要綱案では、行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによることとした。政令の策定に際しては、利用しやすい金額とすることに留意すべきである。」

(2) 国会審議における手数料に関する法案修正、附帯決議等

衆議院

○ 法案修正(平成 11 年 2 月 16 日)

第 16 条(手数料)に次の 1 項を追加

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額となるよう配慮しなければならない。

○ 情報公開法案に対する修正案提案理由説明(平成 11 年 2 月 12 日内閣委員会)

「第一に、手数料の額は政令で定めることとされておりますが、これを定めるに当たっては、開示請求に係る手数料は五百円以下とするなど、できる限り利用しやすい額となるように配慮しなければならないことを明記するものであります。」

○ 附帯決議(平成 11 年 2 月 12 日内閣委員会)

「政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。」

参議院

○ 附帯決議(平成 11 年 2 月 12 日総務委員会)

「政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、一請求につき定額として内容的に関連の深い文書は一請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。」

5 開示手数料の額

開示請求は、法令で強制される性質のものではなく、基本的には開示請求者の自由意思に基づいて任意に行われるものであるから、制度を利用する者としなない者との公平性の観点から、制度の利用者の負担に帰すものとして手数料が設けられている。

開示請求に係る手数料として、開示請求の段階で開示請求者から徴収する「開示請求に係る手数料(開示請求手数料)」と、行政文書の開示の段階で「開示の実施に係る手数料(開示実施手数料)」とが規定されている。

手数料の額は、法 16 条 1 項において、「実費の範囲内において政令で定める額」とされており、現行の開示請求額及び開示実施手数料の金額は、情報公開法施行令の作成過程において、意見募集を行った上で、決定したものである(意見募集期間：平成 11 年 11 月 19 日から 12 月 20 日まで)。

なお、行政機関については、政令で統一的に手数料を定めることとしているが、独立行政法人等については、独立の法人格を有して自らの名において業務を行うものであることにかんがみ、各法人が手数料を定めることとしている。

(1) 開示請求手数料の算出根拠

開示請求に係る事務コストとしては、(1)開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、(2)請求のあった行政文書の探索事務、(3)開示・不開示の審査事務、(4)決定通知書の記載等の書面作成事務、(5)決定通知書の送付事務及び郵送料のコストが想定される。

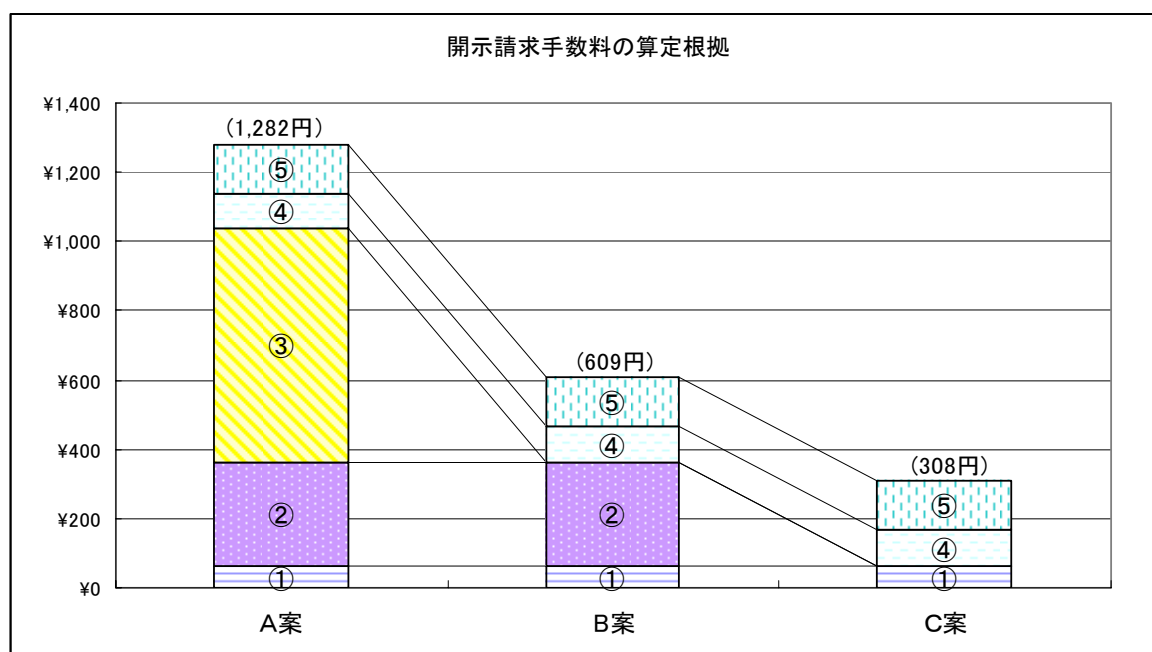
具体的には、次の 3 案が検討された。

(A 案：1250 円) (1)から(5)までの事務コストをすべて積算に含めたもの

(B 案：600 円) (1)から(5)までのうち(3)の審査事務コストを積算に含めないもの

(C 案：300 円) (1)から(5)までの事務コストのうち(2)の探索事務及び(3)の審査事務コストを積算に含めないもの

意見募集では、C 案が適当であるとする意見又は C 案よりも低額にすべきとする意見が多く出された。加えて、情報公開法の手数料規定の趣旨、提示した手数料額のうちもっとも低額のものは必要最少限の額であることから、開示手数料については C 案(300 円)とされた。



開示請求書の記載事項の確認等の受付事務（人件費・庁費/1分） 62 円

請求のあった行政文書の探索事務（人件費・庁費/4.83分） 301 円

開示・不開示の審査事務（人件費・庁費（全部開示となるもの1分/一部開示・不開示となるもの1分/一部開示・不開示となるもの15分））

決定通知書の記載、公印押印、封筒あて先記載等の書面作成事務

（人件費・庁費/1.67分） 104 円

決定通知書の送付事務（人件費・庁費/1分） 62 円

郵送代 80 円

注1）人件費単価：1時間当たり3,688円、庁費単価：1時間当たり48円

注2）については、全部開示と一部開示・不開示との比率を3:7と想定し加重平均した額

（2）開示実施手数料の算出根拠

開示実施手数料の額は、行政文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、庁費、媒体代、写し等の作成を業者に委託する場合のコストを基に、従量逦増制を基本として設定されている。

例えば、「文書の写し」の交付として、算定に部分開示の事務コストを含めるもの（A案：1枚当たり50円）と含めないもの（B案：1枚当たり20円）の2案が検討され、意見募集を踏まえて、B案（20円）とされた。

なお、実際の手数料は、その額から、開示請求手数料相当額（300円）を控除することとされている。

（3）オンラインによる開示請求及び開示の実施に係る手数料の額

行政手続のオンライン化の一環として、平成16年3月31日から、行政機関に係る情報公開手続をオンラインで行うことができるようになり、手続に係る手数料についてもインターネット等を利用した納付への対応が可能となった。

書面による開示請求に係る手数料は1件300円であるが、これには開示決定等の通知書を郵送する際の切手代80円を含んでおり、オンラインによる開示請求の場合は開示決定等の通知をオンラインで行うことから、手数料の額をこの郵送切手代相当額80円を差し引き

た 220 円としている。また、オンラインによる開示の実施手数料の額は、0.5 メガバイトまでごとに 220 円とされている。

6 複数の行政文書の開示請求を行う場合の請求手数料に関する答申の例

参議院の附帯決議を踏まえ、情報公開法施行令 13 条 2 項は、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書、その他、相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示請求にかかる手数料の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしている。これに関連する答申の例は、以下のとおりである。

請求された二つの行政文書が密接な関連を有するとは認められない二種類のファイルに属している場合に、1 件の開示請求手数料の支払いでは形式上の不備に該当するとした答申

「本件開示請求のように、二つの文書を特定して請求が行われ、当該開示請求に係る文書が相互に密接な関連を有するとは認められない二種類のファイルに属している場合において、処分庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、二つの行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、審査請求人が当該補正に応じなかった場合には、処分庁がこれをもって形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。」

〔審査会答申 15-284「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 66 条の 2 の規定による申告書類等並びに各原発において発見されたひび割れその他の損傷等に係る調査に際して作成及び取得した一切の文書の不開示決定に関する件」〕

対象ファイルは相互に密接な関連を有するとは言えず、複数の行政文書ファイルを対象とした開示請求と認めるものの、行政文書ファイル名について、開示請求者が容易かつ的確に請求できるようにする必要があると指摘した答申

「令 13 条 2 項 2 号に言う相互に密接な関連を有する行政文書は、例えば、申請書と処分通知などの要請と応答に係るもの、訴訟、審判手続等における一事件に係るもの、会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料というような文書を言うものであるところ、本件対象ファイルには、上記 2 のとおりの多岐多様な内容の文書が時系列に応じて、事項別に整理され、とじられていることが認められることから、本件対象ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令 13 条 2 項 2 号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

なお、本件対象ファイルは、兵器関連物資等不拡散室が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、当該各ファイルに編てつされた行政文書は、相互に密接な関連を有するとは言えないものである。しかしながら、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「北朝鮮 1」から「北朝鮮 8」までと記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見、一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。

法 38 条の趣旨にかんがみると、行政文書ファイル名について、当該ファイルの内容を分かりやすくして、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要があると考えられるところ、本件対象ファイルについては、2 ヶ月あるいは 3 ヶ月ごとに時系列を基軸としてとじられていると言うのであれば、単に連番を付して区別するのではなく、少なくとも行政文書ファイルとしてまとめられた時期を行政文書ファイル名の中に明示するなどの方法を採用することが望ましかったのではないかと考えられる。

また、諮問庁は、本件補正に際して、補正補足説明の中で、異議申立人が関心を有する事項に特定して件名を記載することを補正の一つの選択肢として上げているにもかかわらず、本件対象ファイルに編てつされた事項に関する情報について一切言及していない。法 38 条の趣旨にかんがみて、異議申立人が件名を特定するのに資する程度での内容についての情報提供がなされるべきではなかったかと思われる。」

「本件開示請求のように行政文書ファイル名を明示して行われたものであって、当該行政文書ファイルが複数のものである場合において、諮問庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、件名を特定するかあるいは複数の行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、異議申立人が当該補正に応じなかった場合には、諮問庁がこれをもって形式上の不備があると判断し、不開示としたことは、妥当であると認められる。」

〔審査会答申 15-209 「北朝鮮 1～8」の不開示決定に関する件〕

対象ファイルは相互に密接な関連を有するとまでは言えず、複数の行政文書ファイルを対象とした開示請求と認めるものの、行政文書ファイルにいかなる文書が編てつされているか、誰にでも明確に分かるよう工夫する必要があると指摘した答申

「本件行政文書ファイルには、たとえば、本件指針について日米両国の間で協議が進められる過程において安全保障政策課の所掌事務との関連で同課が検討を担当した協議事項についての文書が事項別にとじられていることが認められる。具体的には、搜索救難や海上における船舶検査とそれに係る活動あるいは周辺事態における人道的活動といった事項に関して同課が作成した文書あるいは参考とするために取得した文書などが、それぞれ項目別に区分され、時系列に従って編てつされ、別々の行政文書ファイルにとじられているものである。したがって、このように別々の行政文書ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令 13 条 2 項 2 号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

以上から、本件開示請求のように行政文書ファイル名を明示して行われたものであって、当該行政文書ファイルが複数のものである場合において、諮問庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、件名を特定するかあるいは複数の行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、異議申立人が当該補正に応じなかった場合には、諮問庁がこれをもって形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。

なお、本件行政文書ファイルは、安全保障政策課が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものであるが、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「日米防衛協力のための指針」関連 1 から同 14 と記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。したがって、開示請求を行おうとする者の便宜等を図る観点から、本件行政文書ファイルにそれぞれいかなる事項の文書が編てつされているかについて、だれにでも明確に分るよう工夫する必要があると考えられる。」

〔審査会答申 15-21 「「日米防衛協力のための指針」関連 1 から 14 (1996 年 4 月 1 日総合外交政策局安全保障政策課) の不開示決定に関する件」〕

7 手数料についての行政機関の意見等

行政機関及び独立行政法人に対する調査において、手数料に関して出された意見は、以下のとおりである。

- 収入印紙については、郵便局間で取扱金種にばらつきがあり、請求者が利用しづらくなっている。また、歳入金納付システムを導入できない府省庁に配慮をいただきたい。
- カラーでの複写についても政令別表第一に規定していただけるとありがたい。
- 類似の開示請求文書について、請求件数の数え方が各省庁によって異なると、開示請求者から申出を受けたことがある。
- 開示請求件数の数え方について、迷うことが多い。

8 都道府県・政令指令都市における開示請求に係る費用（白黒コピー）

都道府県及び政令指令都市計 60 団体のうち、白黒コピーにより写しの交付を行う場合に 1 枚当たり 10 円としているところは、次の 54 団体である（平成 16 年 11 月現在）。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

9 開示手数料の減免について

開示請求者の経済的な理由や何らかの特別な理由により、開示請求者に手数料の負担を求めることが不適切な場合が考えられる。よって、経済的困難その他特別の理由があると行政機関の長が認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとされている（情報公開法施行令第 14 条）。

（参考）情報公開法要綱案の考え方（行政改革委員会）（抄）

「手数料については、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関の長の裁量によりこれを減免することができることとした。なお、開示請求権制度は、開示請求の理由を問わず、また開示された情報の利用に制約を課すものでないことから、請求の理由又は利用の目的による手数料の減免を一般的に認める規定は設けず、行政機関の長の合理的な裁量にゆだねることとした。」

(1) 手数料減免の理由

条文では「経済的困難その他特別の理由があると認められるとき」と規定されており、減免の理由として、経済的困難の場合が例示されている。これは、負担能力主義の観点から、手数料を支払う資力がないと認められる者が制度の利用から隔絶されぬように、金額の全部または一部を軽減するものである。

また、請求が個人的利益の追求のためではなく、広範に不特定多数の人にとって利益となる場合に、請求にかかる費用負担を特定個人の負担に帰属させないように軽減するという考え方もある。

この公益目的の開示請求について手数料を減免すべきとの考え方について、「詳解情報公開法」では、「情報公開制度が開示請求の目的・理由を問わない制度であり、また、公益目的かどうかを事務的に確定することや、開示がなされた後の利用実態について確認することが極めて困難であることから、請求者の申出に基づいた公益目的の減免を一律に行う規定は置いていない」としている。

なお、施行令第 14 条第 4 項では、「行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」としている。

諸外国の例をみると、アメリカの連邦情報自由法の場合には、開示が公益に資することが手数料の減免の理由とされているが、開示請求者の経済的困難を減免事由とする解釈が一般化しているわけではない。また、オーストラリアの情報公開法の場合には、経済的困難と公益目的の双方が手数料の減免事由として明記されている。

(2) 手数料減免措置の実績

○ 経済的困難による減免

	行政機関名	申請件数	減 免	件 数	
				生活保護	その他
15 年 度	警察庁	1	0	0	0
	法務省	19	11	0	11
	国土交通省	1	1	1	0
14 年 度	法務省	8	1	0	1
	公安審査委員会	1	1	1	0
	外務省	2	2	2	0

